

ID: 153

担当部署: 教育委員会 参事(風連生涯学習担当)

処分の概要	使用料等の徴収		
例 規 名 根 拠 条 項	ふうれん地域交流センター条例 第18条第2項において読み替える場合の第12条第1項		
例 規 番 号	平成22年条例第2号		
【根拠条文】 (利用料金等) 第12条 利用料金及び暖房料は、別表第1に定める額の範囲内において指定管理者が市長の承認を得て定めるものとする。ただし、利用料金及び暖房料の算出において、10円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額とする。 2 利用者は、前項の規定による利用料金及び暖房料をあらかじめ指定管理者に納入しなければならない。ただし、指定管理者が特に認めたときは、この限りでない。 3 地域交流センターの備付物件に係る利用料金及び実費徴収金については、別表第2に定めるところにより算出した額(算出した額に1円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額とする。)とする。 4 市長は、利用料金、暖房料及び実費徴収金を指定管理者の収入として収受させることができる。 【基準】 根拠条文に同じ。			
備考			
設 定 年 月 日	平成 28 年 8 月 15 日	最終変更年月日	平成 30 年 6 月 15 日